

宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和元年5月16日(木) 午前11時から

場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更案について

4 その他

5 閉 会

【 資 料 】

資料1 第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)の概要

資料2 「鳥獣保護区」から「狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域」への変更について

資料3 第12次鳥獣保護管理事業計画(変更案)新旧対照表

資料4 第12次鳥獣保護管理事業計画書(変更案)

資料5 第12次鳥獣保護管理事業計画変更スケジュール

資料6 【関係法令】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

資料7 【参考資料1】仙台鳥獣保護区 区域の縮小等計画書

奥武士鳥獣保護区 解除計画書

大倉ダム鳥獣保護区 解除計画書

蕃山権現森狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域 指定計画書

奥武士狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域 指定計画書

大倉ダム狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域 指定計画書

狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域指定に係る公聴会賛否等一覧

1 開会

(始めに、委員並びに事務局の出席者の紹介が行われた後に赤坂環境生活部次長が挨拶を行った。)

2 挨拶(赤坂 博幸環境生活部次長)

本日は大変お忙しい中、令和元年度第1回宮城県自然環境保全審議会に御出席いただき厚くお礼申し上げます。また、お集まりの皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進について、格別の御理解と御支援を賜っていることに対し、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

現在の本県の状況は、震災からの復興や新たな社会インフラの整備が着実に進展しており、震災復興関連の土砂採取に伴う新規の林地開発については一段落してきている。その一方で、太陽光発電のための林地開発は増加しており、施設導入推進と自然環境の保全との調整や安全確保の観点から、引き続き許可制度等の適切な運用に努めていくこととしている。

また、野生鳥獣に関しては、近年、ニホンジカやイノシシなどの生息数の増加及び生息域の拡大等による農林業等への被害が大きな問題となっている。県としては、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の保護管理の観点から生息状況の調査、個体数の調整、傷病鳥獣の保護などを行い、今後も人と野生鳥獣とが良好な状態で共生が図られるよう努めていきたいと考えている。

本日の審議会では、この「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更案について」御審議いただくこととなっているので、忌憚のない御意見や御提言をお願いします。

(事務局より配布資料の確認後、本日の出席者数を報告(構成委員23名中14名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している)。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる旨を報告。)

3 議事

第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更案について

司 会： それでは、次第3の議事に入るため、当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行については西村会長をお願いします。

西村会長： 御多忙のところお集まり頂き、感謝申し上げます。

本日の予定であるが、審議会の終了予定は12時までとなっているので御協力願う。それでは議事について審議していくので、事務局から説明願う。

事務局： (資料により説明)

西村会長： 只今の事務局からの説明について、委員から質問・意見等頂戴したい。

では、私から一つ伺いたいのだが、資料7一番最後に記載されている公聴会の開催結果について簡単にご説明願う。

事務局： 資料7の35ページが蕃山権現森狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域、36ページが奥武士狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域、37ページが大倉ダム狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の賛否一覧となっており、各区域について公述人から意見を述べて頂いた。

蕃山権現森狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域については7名の公述人に意見を述べて頂き、6名が賛成、1名が反対であった。反対意見の概要としては、既に侵入防止柵が張りめぐらされているのでこういった対策は不要であるといったほか、イノシシ以外の鳥獣に対する影響及び狩猟事故の懸念等が挙げられた。賛成側は、イノシシによる農業被害に対する対策のためとするほか、イノシシと人間の遭遇による人身事故防止のためとする意見が挙げられた。

奥武士狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の公述人は5名、大倉ダム狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の公述人は4名であり、同様の理由で全員が賛成の立場を表明している。

西村会長： 他に何か質問・意見等はあるか。

土屋（範）委員： 今の説明で大体理解できたが、頭の中が混乱しているところが一つある。私や、他にも本会の委員の中に重複している方が数名いるが、県には環境審議会というものもあり、そこでも自然保護に対する概念が変わるというか、これまでは駆除する頭数を決めていたものが、それを必要な頭数の駆除を可能にするという大きな変革があり、パブリックコメントの後にもう一度審議会を開いて議論するという事になっている。

環境審議会の議論と、この自然環境保全審議会での議論は、どのように分けをされているのか、よく分からないところがあるのでご説明願う。

事務局： 今回の自然環境保全審議会については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画について議論頂いている一方、環境審議会についてはもっと大きな環境全般に関する議論をしていただいている。両審議会の区分の詳細については、後ほど確認した上で委員の皆さまに報告させて頂くといくことで御了解頂きたい。

土屋（範）委員： ここでの議論は、区域を変更することに関する行政手続きの一つとして必要なものなのだろうと理解しているが、その一方で自然環境全般を見渡したときに、ここではイノシシのみの話だが、環境審議会ではイノシシに加えてニホンジカも入ってくる。どこでどのように区分けされて、環境行政全般としてどのように進めていくのかというところを少し整理して報告頂ければと思うので、よろしく願います。

事務局： 今回の議事では、イノシシのみ捕獲可能となるよう「狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域」としているが、これは今回の変更区域が仙台市内のみなのでこのようになっているものであり、今のところ予定はないが、例えば石巻市で鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定変更の要望があった場合は、これが「狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域」となる場合もある。

西村会長： 私もあまり理解できていなかったが、自然環境保全審議会と環境審議会については、自然環境分野で審議内容が重複する部分があるかどうかというお話かと思うので、事務局で整理して後日回答頂ければと思う。

他には何かあるか。

早坂委員： 初めて見た資料なので文言を理解しきれていないが、今事務局から説明のあったニホンジカについてお伺いしたい。

私は宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の委員もさせて頂いているが、ニホンジカとイノシシについては第二種特定鳥獣に指定されており、特別扱いとなっていることから、これらは同様の取扱いが必要であると理解している。

今回、括弧書きで「イノシシを除く」という文言が入ったことは大変な英断だと思っており、この件について何ら反対するものではないが、県北の沿岸部ではニホンジカによる被害が農作物のみならず、人的被害であるとか車両との衝突であるとか物損事故による被害が非常に多発している現状があり、そのことは毎回問題になっている。

先ほどの事務局の説明では、今回はあくまで仙台市内の鳥獣保護区の指定変更ということであったが、議題が第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更なのであれば、沿岸部の鳥獣保護区について「狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域」への指定変更が議事に上がらないのは何故なのか説明願う。

事務局： 鳥獣の保護を図るために鳥獣保護区が指定されているが、農業被害や生活環境被害が発生している地域については、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定変更をしてイノシシやニホンジカの狩猟捕獲を可能とし、捕獲圧の強化を行おうとしているもの。

今回は仙台市からの要望を受けて、農作物被害等の軽減のためにイノシシの捕獲が可能となるよう、指定変更の手続きを行っている。

こういった指定変更は地元の意向というものがあるので、例えば沿岸部の市町からニホンジカの捕獲が可能となるよう指定変更の要望があった場合は、当該市町と十分な調整を図った上で、必要に応じて変更を行っていく。

鳥獣保護区であっても有害鳥獣捕獲は可能なので、現時点ではニホンジカに係る狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定変更の要望はないが、そういった相談が地元自治体からあった際はその都度対応していきたい。

早坂委員： 今回は仙台市からの要望を受けての変更ということであるが、例えば石巻市や気仙沼市から狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への指定変更や、蔵王町から狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への指定変更要望があった際は、その都度この審議会が開かれることになるのか。

事務局： 基本的には、その都度開くことになる。ただ、これまで本県では狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定はなく、今回が初めての事例となる。今回を先例として、他市町村との調整の中で要望が沢山出てきた場合は、その都度ということでは無く、ある程度まとめた形で審議会に諮っていきたいと考えている

西村会長： 今回、宮城県として初めて狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域を設定するということで、この変更が周知されれば、他市町村も潜在的には要望があるのではないかと考えられるので、その都度変更とは行かなくても、きちんと対応して頂けるということによろしいか。

他には何かあるか。

永広委員： 細かなところだが、確かめておきたい点がある。

資料3の4ページで、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ一時的に指定変更を行い」という記載があるが、この指定変更は期間がきちんと決められているにも関わらず、「一時的に」という文言が入っている意味がよく分からない。今回の変更で鳥獣保護区の指定は解除されることとなるが、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定期間が満了した後も自動的に鳥獣保護区に戻る訳ではないと思うので、この「一時的に」という意味について、念のため確認しておきたい。

事務局： 配付資料にはないが、平成29年1月に環境省から「鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害の対応方法について」という通知文書が出されている。

その中で、まずは許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施し、その他の方法として、鳥獣保護区を解除して、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項に基づく「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に一時的に設定し、ニホンジカやイノシシ等、当該鳥獣の個体数が落ち着いたら再び鳥獣保護区に戻すという方法が挙げられている。

よって、今回指定する区域は未来永劫に渡ってイノシシの狩猟捕獲が可能となるわけではなく、まずは5年間指定変更を行って、その結果如何で区域指定を延長することもあるし、5年後には鳥獣保護区に戻すことも考えられるのでこのような文言としている。

永広委員： 細かいところにこだわるとすると、自動的に鳥獣保護区に戻すという方針が何故今から決まっているのかがよく分からない。一旦解除している訳で手続きなしに戻すことはできないと思うのだが、自動的に戻るという建前が成り立つ

のかどうかがよく理解できない。

事務局： 自動的に鳥獣保護区に戻る訳ではなく、鳥獣保護区に戻すとなった際は所定の手続きが必要となる。

永広委員： 全ての鳥獣保護区について指定期間はあるのではないかと。無期限なのか。
この第12次鳥獣保護管理事業計画の中でも期間満了が1箇所あり、ここは期間更新となっているが、全ての鳥獣保護区についてそうなのではないかと。

事務局： 県内の鳥獣保護区は指定期間20年間となっており、それが満了する場合、例えばこの計画にある上品山硯上山鳥獣保護区については令和2年10月31日付けで期間満了となるので、令和2年11月1日付けで新たに指定をしないお手続きを行うことになる。

永広委員： 指定期間があるのであれば、そこで「一時的」という文言が入るのがよく理解できない。そうすると、解除する方にも「一時的に解除する」という文言がないと合わないのではないかと。

事務局： お話は非常にごもつともではあるが、こちらは方針ということで県としての姿勢を示したものであり、一時的に指定変更を行うことによって捕獲圧を高めていきたいという方向性を出したものとなっている。
将来的には他の地域でも指定変更を行うことも想定されるので、そういう場合には一時的にこういった方針で変更して被害軽減と鳥獣保護の両立を目指していきたいという方向性を記載しているものなので、このような記載の仕方御理解頂ければと思う。

西村会長： 他に質問、意見等はないかと。
では質疑を終了するが、本件についてはこの後パブリックコメントを実施することになっている。パブリックコメントの結果及びそれに対する回答案については、パブリックコメント終了後、比較的速やかに各委員にメール等で報告できるのではないかと考えている。

スケジュールでは、7月11日に再度審議会を開催する予定となっているが、パブリックコメントによる計画の修正がない場合、もしくは修正が軽微である場合は、7月11日に審議会を開催する必要があるかどうかの判断を私に一任させて頂きたい。

そのことを付け加えさせて頂いた上で、本日の原案を了承頂ければと思う。

パブリックコメントの結果、本日議論頂いた内容に変更がないと私の方で判断させて頂いた場合は、7月11日の審議会開催は不要ということで進めさせて頂きたい。仮にパブリックコメントで重要な意見が出て、更に議論が必要と

いうことになれば、当然、審議会を開催させて頂く。
そのような進め方でよろしいか。

各 委 員： （異議なし）

西村会長： では、これで議事は終了とさせて頂く。
最後に、次第４の「その他」について、委員や事務局から何かあるか。

事 務 局： パブリックコメントは６月１８日まで実施する予定となっており、終了後速やかに意見を取りまとめて会長にお伝えする。その上で、７月１１日の審議会を開催するか否かについて、６月末までには各委員に連絡したいと考えている。

西村会長： 委員の皆さまには御多忙のところ大変申し訳ないが、少し時間を頂戴し、できるだけ速やかに７月１１日の審議会開催要否を連絡するよう努めるので、今しばらくは７月１１日の予定はそのままにしておいて頂きたい。
では、これで議事は終了し、進行を事務局にお戻しする。

司 会： 長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、宮城県自然環境保全審議会的一切を終了します。